岐阜県立岐阜城北高等学校 学校いじめ防止等基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下法という) 第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法:第2条)

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 学校の姿勢

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識をもち、未然防止、早期発見・ 早期対応を行う。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある 事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものと する。
- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」 い」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や 日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導行う。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。

- 2 いじめの未然防止のための取組
- (1) いじめ防止等の対策のための組織

[組織の名称]

「いじめ防止等対策会議」

〔組織の構成員〕

学校関係者:校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭

第 三 者:弁護士、臨床心理士(スクールカウンセラー)、地域代表、保護者代表、精神科医 等(地域代表、保護者代表は学校評議員が兼任する)

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の 調査を行う組織としていじめ防止等対策会議を組織する。
- ・年2回いじめ防止等対策会議を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から 意見をもらうとともに見直しを図る。
- (2) 職員、学校及び各分掌の取組

【職員の心構え】

・いじめはどの生徒にも起こり得るものであり、自分からは言いづらいものである。また、見ようと思って見ないと見つからないものである。そのため、職員は、日常生活の中で生徒の心の声を聞き取り、小さな変化に気づくことが大切であり、生徒の居場所づくり、生徒間の絆づくり、自己有用感や自己肯定感を醸成する働きかけが必要である。

きちんと授業、部活動に参加させる(規律)…居場所、絆づくり 基礎的な学力を身に付けさせる(わかる授業)…居場所づくり 認められているという実感をもたせる(ほめる、わかる授業)…自己有用感・自己肯定感

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等)
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

学校生活における規律を正し、帰属意識、規範意識をもたせ、生徒が主体的に授業や行事に 参加できるよう指導する。

- ・「いじめに関するアンケート」や「心のアンケート」を実施し状況を把握する。
- ・定期教育相談や個人懇談、クレペリン検査で状況を把握する。
- ・全ての教職員がいじめ相談に対応できるよう教職員研修を実施する。
- ・自他の生命を尊重し、人権尊重の心を育成する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉課等)との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じて、社会の一員としての自覚を醸成する。

【教務部】

HR担任と連携し、授業規律を整える。

- ・教科指導では「できた、わかった」と思える授業を確立する。
- ・授業評価アンケートを実施し、授業が生徒のストレッサーになっていないか確認する。
- ・ユニバーサルデザイン授業の確立を目指し、公開授業などで教員間の研鑽を積む。
- ・各学年団とも情報を共有する。

【進路指導部】

進路目標をもたせ、自身の目的意識を高揚する。

- ・ 進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。
- ・キャリアカウンセリング(生徒、系列長、担任による進路面談)を実施し、進路意識の高揚 や進路目標を確認する。

【特別活動部】

楽しいと思える学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動の推進を図る。

- ・HR活動の工夫やHRノートの活用により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校・学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【渉外部】

いじめ問題に関し、家庭、地域が連携した対策を推進する。

- ・PTA総会や学年保護者集会等でのいじめ防止の啓発をする。
- ・保護者が学校行事(学校祭、マラソン大会等)やスマイルアクションに参加し、生徒の学校 生活を確認する。

(3)年間計画(いじめ防止プログラム)

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式	・いじめ防止の年間の取組についての確認
	職員研修会、生徒理解連絡会	・生徒及び保護者へのいじめ基本方針の説明
	クレペリン検査	
5	教育相談週間(二者面談)	・生徒の生活状況や問題意識等の把握
	職員研修会	・心理検査等の有効な活用方法についての研修
6	第1回いじめアンケート	・調査を通した実態の把握と対応
	キャリアカウンセリング	・生徒の進路意識の確認(3年生)
7	第1回いじめ防止等対策会議	・いじめ防止の年間の取組について検討
	三者懇談会	・家庭生活の状況把握
	第1回県いじめ調査(4~7月)	・いじめ調査結果の報告
8	教育相談 (二者面談)	・生徒の生活状況や問題意識等の把握
9	挨拶運動(PTA)	・豊かな人間関係と思いやりのある心の醸成
	教育相談教員研修	・スクールカウンセラー等による教員研修

10	キャリアカウンセリング	・生徒の進路意識の確認(1・2年生)
	第2回いじめアンケート	・調査を通した実態の把握と対応
11	ひびきあいの日	・人権についての理解、人権意識の高揚
12	第2回県いじめ調査(8~12月)	・いじめ調査結果の報告
	三者懇談会	・家庭生活の状況把握
1	挨拶運動(PTA)	・PTAと連携して登校時の状況確認
	第3回いじめアンケート	・調査を通した実態の把握と対応
2	第2回いじめ防止等対策会議	・いじめ防止の年間の取組の検証と見直し
3	第3回県いじめ調査(1~3月)	・いじめ調査結果の報告

*生徒の悩み等を把握するツールの一つとして、県教委の指導のもと、「いじめに関するアンケート」と月をずらして「心のアンケート」を5月・9月・11月・2月に実施する

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

[組織]

- ・教職員は、いじめを発見し相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対応組織にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・いじめと思われる事態が発生した場合は、校内における「いじめ対策委員会」によって迅速 な対応や情報把握に努める。
- ・「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、当該学科主任、当該学年主任、当該担任、当該部顧問、教育相 談担当、養護教諭 (必要に応じて第三者を加えることもできる。)

*第三者の派遣については「スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔対応順序〕

- ・被害者、加害者の事実関係の把握(複数の教職員が関係生徒から個別に聞き取る)
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断(人権侵害に当たるかどうか)
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア(必要に応じて専門家によるケアを要請する)
- ・加害生徒の指導(成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する)
- ・保護者への説明(事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策)
- ・県教委への連絡と経過説明(学校長が県教委に報告)
- ・経過の見守り(当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導)
- ・報告書の作成(経過、背景、対応、結果等)

〔いじめ解消の定義〕

- ・いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行 為が、少なくとも3か月を目安とする。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害生徒と保護者への面談等により確認する。

(2)「重大事態」と判断された時の対応

[組織]

- ・「いじめ対策委員会」により対応する。(必要に応じて第三者を加えることもできる。) *第三者の派遣については「スペシャリストサポート事業」を活用する。
- ・県教委より本校が主体となった調査を行うよう指示があった場合は、「いじめ防止等対策第 三者委員会」を設置し、調査審議を行う。

[対応順序]

- ・県教委(地域担当生徒指導主事を含む)へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査 の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに岐阜北警察署に 通報し、適切に援助を求める。

(学校主体による調査における注意事項)

- ・県教委(地域担当生徒指導主事を含む)と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確に する。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても事実に真摯な姿勢で臨み事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に 説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。(県教委から知事に報告する。)
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び 支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の 情報を提供する。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

生徒の個人調査データ(心理検査等、迷惑調査、進路調査等の原本等の一次資料)、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料および調査報告書の保存期間を卒業後5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成28年4月 一部改訂

平成29年4月 一部改訂

平成29年9月 一部改訂

令和 元年7月 一部改訂

令和 3年4月 一部改訂

令和 4年4月 一部改訂

令和 5年6月 一部改訂